

# 福彩支援ニュース 第14号

2017.3



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com)

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

## 【連絡先】

吉廣慶子（みさと法律事務所） 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592

北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

## 原発事故の補償基準が 自賠責保険に準じる？

### あり得ない原賠審の基準策定



次回期日は

# 2017年3/22(水)!

15時開廷

★傍聴希望の方は、14:20までに  
さいたま地裁B棟前にお越し下さい。

## 第14回期日(2017/1/11)報告

### 福彩支援事務局

2017年1月11日の第14回期日には、23名の方が傍聴に訪れました。昨年10月5日の第13回期日から、正月休みを挟んで間隔が空いてしまったせいか、やや参加者が少なめでしたが、裁判はこれからが本番です。ぜひ皆様、傍聴にお運びください！

第14回期日では、原告代理人弁護団から、避難指示区域内か外かで賠償基準に差異を設けることの不合理、さらに交通事故の自賠責保険を参考としている現在の賠償基準がきわめて不十分であるとの陳述が行われました。

弁護団はまた、低線量被ばくによる健康影響を否定で

きないというのが科学的知見であること、避難区域の線引きはあくまで政策的判断によるもので、避難をするか否かの個々の判断とは全く別の問題であり、避難区域内か外かによってきわめて大きな差異を設ける現状の指針による賠償基準にはまったく合理性がないこと、さらに、賠償基準自体、「生活基盤そのものの破壊」という本件事故の深刻さを十分に評価をしていない極めて不十分なものであること等を指摘しました。

日常を突然奪われた被害の賠償額が極めて低額に抑えられていることの不合理。生活の根幹、家、仕事、暮らしそのものを奪われ、困難な避難生活を強いられながら、全てを一から構築しなおすことが、どれほどの精神的な苦痛、困難をもたらし、ダメージを与え続けているか、改めてその被害の深刻さを思います。

国や東電が賠償額を抑え込もうとすることは決して許されません。

裁判所がこの人権侵害を許さず、司法の責任を果たすことが求められています。

その後行われた**報告集会**では、原告、被告、裁判所の三者による進行協議と、今後の期日の見通しについて弁護士から説明があり、責任論についての主張のやり取りがまだ残っているが、現地検証を求め、専門家証人、原告本人尋問等の手続きに進んでいくという見通しが示されました。裁判官からは「SBO（全交流電源喪失）と津波予想の問題は、別の責任問題ですか」と、かなりポイントを突いた質問があったそうです。

また、集団訴訟の初の判決が3月17日（金）に前橋地裁で出されることになったことの紹介がありました。その後、千葉、なりわい（「生業（なりわい）を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟）、など各地の判決が続きます。各地の裁判の動きに協力し、裁判所が原告の被った被害と苦しみ、そして強い思いを真っ正面から受け止め、適正かつ迅速な審理をおこない、公正で正義にかなった判決を下すことを強く求めます。

報告集会でエールを送られた他県の弁護士さんから次のようなアピールがありました。「多くの方が傍聴することが裁判所への圧力になります。ぜひ続けて傍聴に参加してください。この損害賠償請求訴訟は、どの地域でも一審では決着しません。個人的には最高裁まで行く可能性も考えています。」

次回以降の期日についてもお知らせします。ぜひ、次回傍聴席が満席となりますよう、ご協力をお願いいたします。

● 次回以降の期日（於：さいたま地裁）

**3月22日（水）午後3時**

**5月24日（水）午後3時**

**7月19日（水）午後3時**

公正な判決を求める署名も引き続き集めています！ぜひご協力ください。

<http://fukusaishien.com/archives/549>

## 第14回期日 原告代理人弁護士意見陳述書（全文）

平成26年（ワ）第501号ほか

原告 30世帯99名

被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

### 代理人意見陳述

平成29年1月11日

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉廣慶子外

※ **編集者注**：紙幅の都合で、以下の意見陳述書が前提としている準備書面の掲載を割愛しています。ご諒承ください。

#### 第1 原告第34準備書面について

1 原告第34準備書面においては、被告東電が、**原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）**が定めたいわゆる「**中間指針**」等の基準（以下「**中間指針等**」）を、本訴訟においても精神的損害の賠償額の算定基準に据えることが合理的かつ相当であると主張することに対し、以下の4点において反論を加えています。

2 まず第1に、**中間指針等の性格**に関する点です。そもそも、中間指針等とは、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）に基づき、原賠審が、本件事故による被害者の迅速な救済のため、少なくとも確実に損害といえるものを類型化し、暫定的に示したものであり、紛争当事者の自主的な解決に資するための一般的な指針に過ぎません。

それ故、本件訴訟においては、中間指針等の内容にとらわれずに、本件事故により原告らが受けた被害の深刻さ、広範さが、裁判所により改めて十分に評価され、広く損害が認定される必要があります。

3 第2に、**中間指針等の定めた賠償基準の決定過程及びその内容の根拠**に関する点です。

まず、原賠審による、1人あたり原則月額10万円という精神的損害の賠償額の基準の策定については、原賠審の会議で実質的な議論はなされておりません。しかも、この基準は、その後度々出された中間指針及びそ

の追補という一連の基準策定においても、基本的に見直されてはおりません。

また、基準策定において、自賠責保険の基準を参考にしていますが、本件事故は交通事故の場合と、当事者相互の関係や被害の性質、範囲において大幅に異なる上、**そもそも自賠責保険の基準自体、最高裁により、訴訟外での紛争解決のための最低限の救済水準であって、裁判所を拘束しないと判断されています。**

さらに、基準策定においては、災害や公害等に関する過去の裁判例も参考にしたようですが、これも、本件の被害の規模や深刻さの度合いが、それらの裁判例の事例とは比較にならないものであることからして、なお検討としては不相当・不十分と言わざるを得ません。

**4 第3に、中間指針等が賠償基準策定の前提に、政府がなした避難指示等対象区域（以下「避難区域」）の線引きをおいている点です。**

被告東電は、いわゆる「自主的避難者」（以下「区域外避難者」）について、避難区域外における被ばくによる発がんリスクはそもそも非常に低いから、避難区域外からの避難者の賠償水準が低いことも合理的かつ相当であるとしています。

しかしながら、低線量被ばくによる健康影響（発がんによる死亡等）は否定できないというのが科学的知見（「しきい値なし」直線（LNT）仮説）であり、かかる重大なリスクを回避するための避難行動には十分な合理性が認められます。

そもそも政府は、避難区域の設定・拡大にあたり、避難における混乱や地域からの住民流出の問題、また賠償額増加への懸念等の政策的観点をより重視し、放射線被ばくの健康影響への考慮を最優先とはしませんでした。

政府による避難区域の設定は、あくまで国が住民に対して避難等を指示する地域を画するものにとどまり、その区域の外から避難をした行動が社会通念上相当か否かということとは全く別の問題です。

損害賠償の範囲について、避難指示区域内か否かによって極めて大きな差異を設けている中間指針等の基準に、およそ合理性・相当性はありません。

さらに、中間指針等において認められた区域外避難者

に対する慰謝料額及びその対象期間も、その被害実態に照らせば極めて不十分です。除染による汚染土の処理や汚染水の問題、また廃炉へ向けた工程が依然として不透明な状況下でなされた金額や対象期間の限定に、合理性はないと言わなければなりません。

**5 第4に、中間指針等が策定する賠償の範囲と、「包括的生活利益としての平穏生活権」（以下「包括的平穏生活権」）の侵害に対する賠償の範囲の問題です。**

そもそも、原告らが主張する「包括的平穏生活権」に対する侵害は、既存の損害論を前提とした中間指針等の賠償基準によっては十分網羅できないものです。

また、中間指針等の損害賠償基準策定の議論においては、さまざまな公共政策上の観点が考慮されており、これが水準を抑える効果をもたらしています。

さらに、中間指針等が、避難指示の有無で賠償の類型を分けていること自体、政府が市民の行動の自由を制約したことへの国家補償の要素が見て取れ、その枠組みをそのまま被告東電の賠償の枠組みに当てはめることにも問題があります。

そもそも、本件事故による「包括的平穏生活権」の侵害とは、日常生活における個々の被害者の行動の自由の制約に限らず、さらに日常の地域生活における人格の自由な展開とそこから得られる利益の享受等に対する侵害をも内実とするものです。中間指針等における基準からは、この後者の観点が抜け落ちています。本件事故により被害者が失ったのは、その人が避難指示区域に居住していたか否かを問わず、その生活基盤そのものの破壊であり、人格的利益の総体に対する侵害なのです。慰謝料額の算定は、中間指針等の枠組みにとらわれることなく、以上を十分に踏まえた形でなされなければなりません。

## 第2 原告第35準備書面について

**1 第35準備書面では、避難の相当性について被告東電の主張が誤ったものであることを述べています。**

被告東電は、原発事故が起きて「緊急時被ばく状況」や「現存被ばく状況」になっても、**国際放射線防護委員会（以下ICRPと略）**が定める「参考レベル」の範囲で放射線防護政策をとれば足り、本件事故後に日本政府が年間20ミリシーベルトを避難指示の基準としたことは、ICRPに合致し、妥当であると主張しています。



そしてそれを前提に、避難指示があった地域からの避難には「避難の相当性」があり、避難指示がなかった地域からの避難には「避難の相当性」がないと述べて、避難指示の有無と避難の相当性を直結させています。かかる被告東電の主張が誤りであることは、既に提出済みの原告準備書面でも指摘しました。

本書面では、ICRPの放射線防護の考え方や、それを踏まえた政府の認識に触れて、上記の被告東電の主張が誤りであることを述べています。

**2** ICRPは、核開発の推進を前提として、放射線防護にあたっては「社会的・経済的側面も考慮しなければならない。」「リスクと便益のバランスをとる」必要があると述べており、必ずしも予防原則に立って放射線の人体への影響を最優先に考えるという立場をとっているわけではありません。しかし、そのようなICRPでさえ、年間1mSvを限度とし、これを超える被ばくは人の健康リスクとして受容出来ない、と考えています。

また、ICRPは放射線で被ばくする状況を分類し、各状況で履行すべき放射線防護を提示しています。ここでは、たしかに本件事故が発生した後のような「緊急的状況」において、年間1mSvを超えて被ばくしてはならない、と明記してはいません。しかし、ICRPは、「緊急時」に「更なる被ばくを防ぐため」の放射線防護策を考える際の一つの目安として、「参考レベル」という公衆被ばく限度とは別の概念を用いているのであって、「緊急時」以後は、周辺住民が1mSvを超える被ばくを受容できるようになる、と言っているわけではありません。事故が起きた後に、事故前より周辺住民の身体が被ばくに対して強くなるわけではないのですから、このことは自明です。

また、日本政府も、ICRPが定める「参考レベル」とは、優先的に放射線防護措置を実施すべき対象住民・対象地域を判断する政治決断の目安であることを認識しています。

**3** 原発事故が生じて「緊急時」になったというだけで、周辺住民だけが、他の国民と異なって多くの放射線被曝を強いられ、それを受忍しなくてはならなくなるという合理的な理由などありません。被告東電の主張は、ICRPを自己に都合よく解釈し、不合理なダブルスタンダードを前提とするものであり、極めて不合

理かつ非科学的であり失当であることは明らかです。

### 第3 原告第36準備書面について

**1** 第36準備書面では、低線量域においても放射線の生命身体へのリスクは線量に比例して存在するという知見(LNTモデル)は、科学的実証の根拠を有する合理的なものであることを述べ、LNTモデルは安全サイドに立って採用された考え方であるが、科学的根拠はないものであるかのようにいう被告東電の主張が誤りであることを論じています。

LNTモデルとは、放射線の生命身体への確率的影響のリスクは、低線量域においても線量に比例して増減し、線量が少なくなればリスクは減少するが、影響がゼロになるのは放射線がゼロの場合のみであるという考え方です。

LNTモデルは国際的に広く承認され、ICRPも採用していますが、これは被告東電が言うように、非科学的な漠然とした放射線への不安感に基づき採用されたものではありません。当然ですが、これが科学的実証的根拠に基づく考え方であるから承認されているのです。以下詳細を述べます。

**2** まず、そもそも人体とは、放射線に対して極めて脆弱な存在です。大人の体は約60兆個の細胞から成り立っており、細胞や細胞間物質は数千種類もの化合物によって構成されています。それらの分子に含まれる原子は互いに「化学結合」と呼ばれる力で互いに結びついていますが、この化学結合を切断するエネルギーは、一般に5~7エレクトロンボルト(eV)とされています。生体組織は通常、この少量のエネルギーを原子間や分子間で規則正しくやり取りしながら生命を維持しているのです。これに対し、例えば診断用のエックス線のエネルギーは10万eV、このような桁違いの大きさのエネルギーをもつ放射線が体内を通過することは、生体にとってとんでもない破壊行為です。放射線がDNAに当たればDNAは簡単に破壊され、そしてひとたびDNAが損傷し、その切断されたDNAの断端を結合して修復されてしまうと、塩基配列が変化し、その変異ががん細胞発生につながってしまうのです。

こうしたDNAの修復エラーによる変異は、線量と正比例して起きるもので、低線量であればDNAが正確に修復されやすく変異が起きにくいという科学的根拠はありません。したがって、低線量だとゼロと等しい、リス

クがない、とする考え方の方がむしろ、合理的根拠のない非科学的な考え方だと言えるのです。

3 世界各地における疫学的調査からも、LNTモデルが合理的であることが示されています。すなわち、広島長崎原爆被爆者の寿命調査、欧米諸国における原発周辺での小児白血病調査、ロシアやウクライナにおけるチェルノブイリ原発事故の被害調査などからはいずれも、全世界の放射線による健康被害は、低線量でも線量に応じて発生していることを示しています。

4 このように、LNTモデルは科学的実証的根拠に基づき国際的に承認されているものです。被告東電は、LNTモデルは科学的根拠がないまま単に放射線への不安感から安全サイドに立って採用されたものであるかのように主張していますが、かかる被告東電の主張は事実に反し、完全な誤りであることは明らかです。

以上



### 第4次追加提訴、支援する会事務局と新参加の弁護士さんとの交流会

福彩支援事務局 前田俊宣

昨年12月13日(火)、福島県の大葉町や飯舘村などから避難されている方を中心に避難区域内からの避難者10世帯24人の方が追加提訴、新たに原告の仲間に加われました。これまでの原告と合わせて30世帯99人となりました。今回の第4次追加提訴と同時に、7名の若手弁護士の方々が新たに弁護団に加わり、総勢23名に体制が強化されました。

書類を提出した後、弁護団事務局からの提案で追加提訴の事務手続きに参加された新しい弁護士さんと支援する会事務局との交流会を行いました。どなたもはつらつとした若手の方々に、自己紹介を兼ねて原発問題や原発事故への思いに触れ訴訟への抱負を熱をこめて話されました。

この日の交流では、裁判の流れが後半に差し掛かり、原告の被害を具体的に立証する証人尋問が今後の山場になること。裁判官に現場の被害状況を実際に見ても

らう現場検証が大事なポイントになることが話題になりました。新たに裁判に加わられた弁護士さんたちには、この現場検証の件を担当してもらうことになることでした。現在進行中の公正な判決を求める署名は、この現場検証を求める時点で裁判所に提出するのが効果的ではないかという話もありました。



### 第6回「原告交流会」の報告

福彩支援事務局

1月11日の第14回口頭弁論に先立って、6回目の原告交流会が催されました。浪江町から埼玉県に避難している男性原告は、16年4月から農地復興組合に参加し、除草等の農地の維持のために、ふたたび浪江町を生活の拠点としています。しかし、冬期は埼玉中心の生活となるため、二重生活を余儀なくされており、その体験を語ってくれました。

「除草すると国から補助が出ます。でも、作物を作ってはいけない。今のところ農業が再開できる展望はないんだけど、気持ちとして、とても手をこまねてはいられない。放っておけば農地はダメになってしまうから、何年後かに備えるという思いですね。地権者は150~160人ほどだけれど、実際に作業をしているのは50~60人、三分の一くらいかな。

年三回<sup>こうらん</sup>耕耘し、そこまではお金が出る。マスクは面倒だからほとんど外しているけれど、除草などの作業では心配です。町では、放射線量を測るガラスバッジ(特殊なガラス素材を使用した線量計)を配っているけれど、住民の四分之三はめんどろで返納しているようです。「避難解除」と言われているけれど、問題は買い物と病院で、生活に不可欠なライフラインが全然整っていない。

農作業をしていた2016年3月~9月まで仮設住宅で過ごしましたが、すごく狭い。そしてあの環境は、とくに男性の場合、孤立しやすいですね。三世代で暮らしていた南相馬の老人が、原発事故を契機に家族崩壊で仮設住宅で一人住まいとなり、自殺してしまったという話を聞きました。でも、自治体はとにかく自殺を隠すんです。

原発事故とその後のことは、けっして忘れてはならない出来事だと思う一方で、正直に申し上げると、自分のことをいつまでも「被害者」と思い続けるのも辛い

んです。事故から6年近くが経ち、原告の皆さん誰もが、辛い状況だと思います」と、胸のうちを訥々と語られました。

当日参加された原告代理人弁護士は、「2016年12月13日の第4次追加提訴で、新たに7名の若手弁護士が、弁護団に加わりました。彼らには「現地検証」を担当してもらおうと考えています。被害の実態を明らかにする現地検証は、損害の深刻さを立証する「損害論」においても、とても重要な部分です。

現地検証を通して原発事故の損害の特殊性というものを、裁判所側に認識させる必要があります。原子力損害賠償紛争審査会(原賠審)の中間指針に基づく現在の補償は、自賠責保険に準じる補償となっていますが、生活基盤は侵されない車の事故と、生活基盤を根こそぎ奪ってしまう原発事故を一緒に扱ってはいけません。」と今後の裁判に向けての見通しを語ってくれました。

## 「住宅支援は命づな」——支援継続を!

The Huffington Post 記事 (2017/1/17) より

### ■「住宅支援は命づな」福島第一原発事故による自主避難者、支援継続を訴える

東京電力福島第一原発の事故で、避難指示区域以外から福島県外に避難した自主避難者と自主避難者の支援者らが1月17日、東京・有楽町の日本外国特派員協会にて記者会見した。

福島県では避難指示区域に住んでいた人以外に、被ばくを避けるためなどの理由で多くの人々が全国各地へ自主避難を続けている。その数は2015年10月時点で約1万3000世帯、2万5000人にのぼるとされる。

福島県からの避難者は、発生直後に全県が災害救助法の適用となったため、避難指示区域内外を問わず、仮設住宅が無償提供されている。しかし、福島県は自主避難者への住宅支援を2017年3月末で打ち切るとの方針を発表。4月以降、現在の住まいから立ち退きを求められたり、新たに住宅を借りることで経済的負担が生じるケースが増加するとみられている。

こうした事態を受け、自主避難者を支援するフリーラ

イターの吉田千亜氏は、「自主避難者には、離婚・いじめ・親しい人との別れなどの精神的な負担と、賠償がない中での避難生活による経済的負担がある」と説明。自主避難者にとって、「住宅支援は命綱のようなもの」とし、支援の継続を訴えた。吉田氏は2012年から原発事故で自主避難する母親たちの交流会を主宰。自主避難者の実態を追った『ルポ母子避難——消されゆく原発事故被害者』などの著書がある。

福島県から神奈川県に自主避難している松本徳子氏は、「原発事故がなかったら自主避難する事はなかった。ローンを抱えながらの二重生活は6年になる」と語った。その上で、「住宅支援を受けているが、3月末で打ち切れようとしている。二重生活でさえ大変なのに、住宅支援がなくなれば私たちのような自主避難者は経済的に困窮してしまう」と語った。

### ■住宅支援打ち切りも、東京都などでは独自支援も

毎日新聞によると、福島を除く46都道府県のうち9道府県が、打ち切り後も住宅の無償提供や家賃などの補助策を実施するという。東京都の小池百合子知事は2015年12月20日、福島県の内堀雅雄知事との会談で、都営住宅に優先枠を設けるなどの支援策を継続する考えを示した。

一方で、避難先によって自主避難者が受けられる支援に格差が生まれることも問題視されている。

([http://www.huffingtonpost.jp/2017/01/17/fukushima-voluntary-evacuees\\_n\\_14216350.html](http://www.huffingtonpost.jp/2017/01/17/fukushima-voluntary-evacuees_n_14216350.html)より転載)



## 本訴訟の争点1 ——津波の予見

原告代理人弁護士 松浦 麻里沙

福島原発さいたま訴訟は、平成26年3月10日に第1次訴訟の提起をしてから、3年が経過しようとしています。そこで、本稿では、これまで争われてきた争点のいくつかを、ご紹介したいと思います。

福島原発さいたま訴訟は、東京電力福島第一原子力発電所事故によって発生した損害の賠償を、国と東京電力に請求しています。本訴訟では、大きく分けると2



つの争点があります。ひとつは、「国と東京電力に原告たちの損害を賠償しなければならないという責任があるかどうか」(責任論)という争点です。そして、ふたつ目は、「原告たちが実際にどのような被害を受けたか」(損害論)という争点です。

本訴訟ではこれまで、責任論の主張を多く行ってきました。これは、一般論として、裁判所が損害賠償請求を認めるかを定める際に、まず責任があるかどうかを考えてから、具体的な損害の内容を分析する、という順序で思考するので、責任論を先行させて議論することが多いためです。本訴訟で原告側からは、訴状の他に、責任論に関する書面を23通、損害論に関する書面を11通提出しています。

**今回ご紹介する争点は、「津波の予見」についてです。**本訴訟で原告側は、「国と東京電力は、福島第一原発に『津波が襲来すること』を『予見していた』にもかかわらず、必要な措置(事故防止対策)を行わなかった」という主張をしています。ここには、「どの程度の津波が『襲来すること』を予見しなければならなかったのか(予見の対象の問題)」という争点と、「被告側はいつの時点で津波が発生することを『予見していた』のか(予見の時期の問題)」という争点があります。

まず、予見の対象の問題についてご紹介します。前提として、被告側が、福島第一原発に津波が襲来し、それによって事故が起こる可能性を認識していたにもかかわらず、必要な対策を行わなかったのであれば、被告側には「過失」があるということが出来ます。それでは、被告側はどのくらいの大きさの津波が発生し、福島第一原発を襲来することを予見しなければならなかったのでしょうか。

この点について被告側は、「被告側が予見すべきであった津波の大きさは、本件事故の原因となった実際の津波と同程度のものである」と主張しています。本件事故で福島第一原発に襲来した津波の大きさは、計測方法によって違いはありますが、一般にはO.P.(小名浜港平均海面)+15m程度とされています。つまり、被告側の主張は、「O.P.+15m程度の津波が発生する可能性があることを事前に認識したうえで、必要な対策を行うことを怠っていたのであれば、被告側には過

失があったといえるが、本件の津波は予想外の大きな津波であり、とても事前に予見することなど不可能であったから、被告側に過失はない」というものです。

これに対して、原告側の主張は次のとおりです。すなわち、本件事故が発生した大きな原因は、原子炉を冷却するために必要な電力を融通することができなかった(原子炉施設が停電してしまった)ことにあります。そして、停電が起こってしまった理由は、非常時に電力を融通するはずだった非常用の電源設備とその付属設備がすべて地下か地上1階に配置されていたため、津波によって水浸しとなり、使えなくなってしまったことです。そうであれば、福島第一原発の敷地の高さを超えるくらいの大きさの津波の発生を予見していれば、重要な設備を、浸水の影響を受けにくい高所に配置するなどの措置を講ずることができたはずで、したがって、被告側が予見すべきであった津波の大きさは、「敷地高さを超える程度の大きさ」であるというべきです。福島第一原発の高さはO.P.+10mとされていますから、これを超える程度の津波が発生することを予見し、必要な対策を講じていれば、本件事故は防げたはずである、というのが原告側の主張です。

次に、予見の時期が問題となります。

「大きな津波が来るかもしれないから危ない。対策をしなければならぬ」と被告側が認識した時期が早ければ早いほど、必要な対策を講じる時間的余裕があることになります。逆に、本件事故の直前まで認識することが不可能だったとしたら、「対策をしようと思ったが間に合わなかった」ということになってしまいます。

この点については、被告側は、今回の津波は想定外に大きなものであり、そもそも、事前にこのような大きな津波が来ることを予見することなど不可能であった、と主張しています。ですから、「いつの時点で予見できたか」については主張すらしていません。

これに対し原告は、国や東京電力は、平成14年7月頃の時点で、福島第一原発の敷地高さを超えるくらいの津波が発生することを予見できたはずだ、と主張しています。平成14年7月とは、文部科学省の地震調査研究推進本部は「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」という見解(いわゆる「長

期評価)が発表された日付です。この「長期評価」では、福島第一原発の沖合から房総沖にかけて、マグニチュード8クラスの津波地震が30年以内に20%の確率で発生すること、三陸沖から房総沖の海溝寄り領域内でどこでもプレート間大地震(津波地震)が発生し得ることが指摘されていました。したがって、このような「長期評価」の見解を、被告側が真摯に受け止めていけば、福島第一原発にも敷地の高さを超える大きさの津波が到来する可能性があることを十分に認識することができたはずだ、と原告側は主張しています。

皆様にも、どのように考えることが正当か、どちらの主張が合理的か、ぜひお考え頂ければと思います。本訴訟では、他にも多くの論点があります。機会があれば、別の論点についてもご紹介したいと思います。

## 「公正な判決を求める署名」について

「公正な判決を求める署名」へのみなさまのご協力にも感謝です。拡大交流会でも署名活動についての質問ができました。当初、第一次集約を2016年9月末としましたが、**一万筆の署名を目指し、期間を延長して**

**呼びかけを継続することになりました。**3月は裁判官の移動が多い時期なので、裁判官の万一の交代に備えて原告の本人陳述が本格化する2017年なかばまで提出を延ばし、さらなる署名を募ることとしました。

署名用紙は以下のWEBサイトにもPDFファイルで掲載されています。

<http://fukusaishien.com/archives/549>

みなさま、どうぞよろしく願い申し上げます。

## 編集後記

各地で提訴されている福島原発関連の賠償訴訟のうち、**初めての判決が、3月17日(金)に前橋地裁で下されます。**原告41名の本人尋問と福島県内の現地調査を行っているだけに、大きな意味を持つ判決です。ところで3月1日、さいたま地裁は、最低限度の生活水準に満たないサービスで生活保護費の大半を搾取していた貧困ビジネスの違法性を認める「画期的な判決」(原告側)を下しました。この裁判の裁判長が福彩訴訟を担当している脇由紀裁判長。原告側弁護士は福彩訴訟でも活躍されている猪股正弁護士。法廷では表情を見せない裁判長ですが、今後の展開が注目されます。

## 福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人 (50音順、2016/9/15現在)

梓澤 和幸	弁護士、NPJ代表	肥田舜太郎	医師
安藤 聡彦	埼玉大学教授	篠永 宣孝	大東文化大学教授
石川 逸子	詩人、作家	菅井 益郎	国学院大学教授
池田こみち	環境行政改革フォーラム副代表	須永 和博	獨協大学外国語学部
磯野 弥生	東京経済大学現代法学部教授	高橋千劔破	作家・文芸評論家、日本ペンクラブ常務理事
井戸川克隆	前双葉町長	田中 司	立教小学校元校長
宇都宮健児	元日本弁護士連合会会長	暉峻 淑子	埼玉大学名誉教授
菊一 敦子	環境・消費者運動	三浦 衛	図書出版・春風社代表
久野 勝治	星陵大学教授・東京農工大学名誉教授	松本 昌次	編集者・影書房
小島 力	福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人	水島 宏明	ジャーナリスト、法政大学教授
後藤 正志	元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長	山田 昭次	立教大学名誉教授(日本近代史)
小林 実	十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授	渡邊 泉	東京農工大学准教授

## ☞ 支援する会の年会費は一口1,000円です (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキューテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



### 福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称:福彩支援)

\* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

\* 北浦恵美 Email: apply@fukusaishien.com tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582